

令和8年度 国民健康保険税(国保税)のしくみ

国民健康保険税は、「医療保険分」、「後期高齢者支援金分」、「介護保険分」、「子ども・子育て支援金分」を合算したものです。それぞれ所得に応じてかかる所得割額と、加入するすべての方にかかる均等割額に分かれています。

国保税の計算方法

区分	所得割額	均等割額
医療保険分 (限度額 67 万円)	加入者全員の課税所得金額 ^{※1} ×6.32%	32,500 円×加入者数
後期高齢者支援金分 (限度額 26 万円)	加入者全員の課税所得金額 ^{※1} ×2.43%	14,500 円×加入者数
介護保険分(40～64 歳の加入者) (限度額 17 万円)	40～64 歳の加入者全員の 課税所得金額 ^{※1} ×1.97%	16,200 円×加入者数
子ども・子育て支援金分 (限度額 3 万円)	加入者全員の課税所得金額 ^{※1} ×0.30%	1,967 円 ^{※2} ×加入者数

=

国民健康保険税(年額)

※1.課税所得金額＝「総所得金額等」-「住民税基礎控除額^{※3}」

※2.子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。)については、均等割額が全額軽減されます。

※3.住民税基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円以下の方は43万円、合計所得金額が2,400万円超の方はその合計所得金額に応じて逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える方は適用がなくなります。

- ・令和8年度(令和8年4月から令和9年3月まで)の国保税のうち、所得割額は、令和7年中(令和7年1月から令和7年12月まで)の所得額で計算します。国保に加入していない世帯主の所得は、軽減判定にのみ用います。
- ・所得割額の計算では、扶養控除や生命保険料などの所得控除はありません。
- ・年度の途中で加入や脱退をした場合は、月割で計算します。
- ・年度の途中で40歳になる方には、40歳になった時点であらためて介護保険分を含んだ納税通知書を送付します。
- ・年度の途中で65歳になる方の介護保険分や、75歳で後期高齢者医療制度に移行する方の国保税は、あらかじめ月割で計算してあります。